

## 〇〇〇エネルギー供給サービス事業における 下水熱利用に関する協定

長野県〇〇〇流域下水道管理者（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が〇〇と契約を締結する〇〇〇エネルギー供給サービス事業（以下「エネルギー供給サービス事業」という。）における長野県〇〇〇流域下水道の下水熱利用について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が許可した行政財産の使用に関し、乙が熱交換器等を設置し下水熱を利用する事業（以下「下水熱利用事業」という。）について、長野県〇〇〇流域下水道下水熱利用手続要領（以下「手続要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

### （熱交換器等の設置工事）

- 第2条 乙は、下水熱利用事業を施行するための熱交換器等を流域下水道の管渠内に設置する場合は、着手前に甲に工事工程表等を提出し、承認を受けなければならない。熱交換器等を撤去する場合も同様とする。
- 2 乙は、熱交換器等の設置工事完了後、甲の確認を受けなければならない。熱交換器等を撤去する場合も同様とする。
- 3 甲は、前項の規定による確認の結果、設置された熱交換器等が手続要領第4に規定する基準に適合しないと認められる場合は、乙に手直しを命ずることができる。

### （熱交換器等の維持管理）

- 第3条 乙は、管渠内に設置された熱交換器等を、甲は、管渠を維持管理し、次の各号によりその費用を負担する。
- (1) 地震等自然災害又は事故により管渠の早期復旧が必要となる場合は、甲は乙に確認の上、工事を実施し、所有区分によりその費用を甲乙で負担する。
- (2) 甲が行う維持管理作業時に乙の熱交換器等を破損させた場合は甲が、乙が行う維持管理作業時に甲の管渠を破損させた場合は乙が、速やかに原状復旧をし、費用を負担する。
- (3) 甲が管渠の改築、廃止又は移設を行う場合は、甲は乙に協議の上、所有区分によりその費用を甲乙で負担する。
- (4) 乙が設置した熱交換器等により甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙がその損害を負担する。

(管渠内の点検)

第4条 乙は、管渠内に設置された熱交換器等の不備又は汚泥等の堆積により、下水の流下に支障が生じていないか、年1回以上目視等により点検し、その結果を甲へ報告するものとする。

2 甲は、前項の点検に協力しなければならない。

(管渠使用期間)

第5条 管渠使用期間は、行政財産使用許可書のとおりとする。

2 使用許可を更新するときは、手続要領第8に規定する手続きを行い、甲がこれを許可したときは、引き続き管渠を使用することができるものとする。ただし、当該管渠を継続して使用できる期間は、エネルギー供給サービス事業に係る契約の履行期間満了日を限度とする。

(管渠使用料の額)

第6条 管渠使用料は、行政財産使用許可書のとおりとする。

(管渠使用料の支払)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、管渠使用料を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、第7条に定める納入期限までに管渠使用料を支払わないときは、甲に延滞金を支払わなければならない。

2 甲は、前項の規定による延滞金を、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年3月30日条例第12号）に準じて徴収するものとする。

(保証金)

第9条 乙は、行政財産使用許可条件に基づく使用管渠の原状回復に要する費用に相当する額として、熱回収設備等の設置費用の10%に相当する額（以下「保証金」という。）以上を甲が指定する期日までに甲に預託するものとする。この場合において、乙は、熱回収設備等の設置費用が確定したときは、速やかに甲に文書により報告し、甲は当該報告に基づき乙に請求するものとする。

2 甲は、乙が使用管渠の原状回復を行うことができないと認めるときは、甲が原状回復し、保証金をその費用に充当するものとする。

3 使用管渠を原状回復することが適当でないとき又は乙が自己の負担において使用管渠を原状回復したときは、保証金を乙に返還するものとする。この場合にお

いて、保証金には利息を付さないものとする。

(費用負担)

第10条 下水熱利用事業を施行するための熱交換器等の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(協定の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し書面により通知した上で、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。
- (3) 甲の事由により、管渠に設置した熱交換器等が行政財産としての本来の用途又は目的を妨げる事態に至ったとき。

(下水熱利用事業の中止又は制限)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し下水熱利用事業の中止又は制限をすることができる。

- (1) 行政財産使用許可に付した許可の条件に違反していると認められるとき。
  - (2) 熱交換器等の維持管理義務を著しく怠っていると認められるとき。
  - (3) 管渠使用料を滞納したとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が下水熱利用事業を中止すべきであると認めたとき。
- 2 甲は、災害や管渠の工事及びその他やむを得ない場合は、下水熱利用事業の中止又は制限をすることができる。
- 3 甲は、前項の中止又は制限をしようとするときは、あらかじめ、その期間を乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 4 下水熱利用事業の中止又は制限により、乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。

(リスク分担)

第13条 下水熱利用事業に関するリスク分担は、別表のとおりとする。

(暴力団員等からの不当介入を受けた場合における措置義務)

第14条 乙は、下水熱利用事業の施行に当たり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速

やかに所轄の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本協定に関する紛争の管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、本協定が締結された日から、エネルギー供給サービス事業に係る契約の履行期間である平成〇年〇月〇日までとする。

(その他)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙